

令和4年度第1回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和4年4月11日（月）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請処理について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

4 出席者（在任委員26名中24名）内農業委員出席13名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	欠席	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	欠席
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 議席番号2番石毛 清委員・9番岩瀬 英行委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	大槻 俊勝	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

午後4時00分開会

議 長

それではただいまより、令和４年度第１回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号２番石毛 清委員、議席番号９番岩瀬 英行委員の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号３番 向後 三夫委員

議席番号４番 滑川 清一委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号と議案第２号は関連がありますので一括議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

〇〇委員

それでは、順位１番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は高田町７丁目１８８８番、登記簿地目山林、現況畑、地積５６８㎡外８筆合計地積７，６２３㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり、一部農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、県道銚子旭線を野尻町から猿田町方面に向かい、旧銚子西高校から４００ｍ先の水道配水場のところを右折し、２００ｍほ

ど進み右折し、40mほど行った右側ほかです。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のため、自宅または現在の保有農地の近隣地に耕作に効率的な申請地を取得したい。譲渡人は、後継者がいないため、効率的に耕作できる従事者に譲渡し、農業経営を終了したいためです。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第1号順位2番と議案第2号順位1番は関連がありますので一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2・議案第2号の1

〇〇委員

それでは、議案第1号順位2番と議案第2号順位1番は関連がありますので一括して、ご説明いたします。

本件は農地法第5条の規定による一時転用を伴う使用貸借権設定により、農地に営農型太陽光発電施設を設置すると同時に、農地法第3条の規定により農地を使用貸借し営農を行うための申請です。それでは初めに、議案第1号順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は上野町247番2、登記簿地目畑、現況畑、地積659㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方

面に向かい、セブンイレブン三崎町1丁目店のところのY字路を上野町方面に150m進み左折し、300m進んだら右折した左側です。現在は、一部キャベツの収穫後でした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、自ら農業ができないためです。譲受人は、農業を再開し、効率的な経営をするため、営農型太陽光施設用地として利用するため、申請地においてサツマイモを耕作するとのことでした。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思います。

続いて議案第2号順位1番について、ご説明申し上げます。本件は農地法第5条の規定による一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。譲受人、譲渡人、申請の地番は、議案第1号順位2番と同じです。地積は、営農型太陽光発電施設の架台部分とそれに伴う電柱1本分の面積となり659㎡の内0.228㎡です。申請の用途は、営農型太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、議案第1号順位2番と同じですので省略します。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地ではありません。また、用途地域については指定されていません。転用計画につきましては、太陽光発電パネル244枚454.175㎡、パワーコンディショナー9台、架台4アレイ、支柱48本、電柱1本です。工期としては、令和4年6月10日から令和7年5月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は排出しません。雨水は畑の状態なので、従来通りの自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上ですが、本申請地につきましては、農用地区域内にある農地ではありますが、営農型太陽光発電施設事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可するを相当と思います。なお、本件については、営農型太陽光発電施設という、市内初の計画であるため、第2調査区において、4月6日に譲受人においでいただき、サツ

議長

マイモを作ること、今後の毎年の報告について確認をいたしました。よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

担当委員の説明が終わりました。

この案件は、営農型太陽光発電施設の設置ということで、初めて当委員会に許可申請がなされました。4月6日に譲受人においでいただき、確認事項として営農できない場合は、施設の撤去もあることは譲受人に伝えてあります。一時転用期間は3年のため、3年後私たちの任期は終わっていますが、次の任期の委員に判断してもらうことになりますので是非成功してもらいたいと思います。事務局より営農型太陽光発電施設について、どのようなものなのか補足説明をお願いします。

事務局

営農型太陽光発電設備について、ご説明いたします。

農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みのことを営農型太陽光発電設備といいます。

この場合、支柱の分の面積、または支柱に基礎がある場合はその基礎部分の面積分の一時転用許可を受ける必要があります。

今回、農振農用地での営農型太陽光発電施設用地として、3年間の一時転用許可申請となっておりますが、認定農業者が申請する場合や荒廃農地を利用する場合、第2種又は第3種農地を活用する場合は、一時転用期間を最大で10年間とすることができます。この一時転用許可は、再許可が可能です。

太陽光発電設備の下部農地での営農の適切な継続とは、生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないことや、地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないことが挙げられます。

また、年に1回、農作物の生産に係る報告書を提出してもらい、農作物の生産等に支障が生じていないかをチェックします。自然災害や、けがや病気などを理由とする労働力不足等やむを得ない事情を除き、営農状況が適切でなかった場合は、一時転用の再許可が受けれない、もしくは設備を撤去して農地に復元させるといった場合もあります。

以上が営農型太陽光発電設備の説明となります。

議長

ただいまの説明対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議長

議案第 1 号順位 2 番について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議長

続きまして議案第２号順位１番について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議長

次に議案第２号順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いいたします。

○○委員

それでは、順位２番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町３丁目２５２番、登記簿地目田、現況田、地積７８６㎡です。申請の用途は、駐車場１７台用地です。申請地の場所は、国道３５６号線長塚町大洋自動車教習所の信号を北へ１５０ｍほど進み右折し、２００ｍほど進んだ名雪クリニックの裏側です。現地調査を行ったところ、現在は、ロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場１７台分２７５．４㎡です。工期としては令和４年７月１日から令和４年９月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、新たに用水路を敷地内に設置し、隣接するクリニックの用水路と接続して現在クリニックが接続している既設の側溝に放流します。隣接農地はありませんので、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

す。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、四日市場町 6 6 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 1 2 2 m²です。申請の用途は、駐車場 5 台用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線四日市場町スーパーセイミヤの角を右折し 1 5 0 m ほど進み右折し、5 0 m ほど進んだ左折し、2 0 m ほど進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 5 台分です。工期としては令和 4 年 8 月 1 日から令和 4 年 1 0 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資の審査結果が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第3号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位1番と順位2番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
〇〇委員	議案第3号の1・2 順位1番と2番は関連がありますので、一括して説明申し上げます。 本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町4753番1、登記簿地目田、現況田、地積170㎡外2筆合計地積646㎡です。申請の用途は、駐車場13台用地で、当初計画は、一時転用期間が、令和3年2月25日から令和3年9月20日です。変更後の計画については、一時転用期間は、令和3年2月25日から令和4年6月30日です。申請地の場所は、西小川町の銚子中央斎場から清掃センター方面へ80mほど進んだ右側と150m先の右側にあり、現地調査を行ったところ、現在は、鉄板が敷かれ駐車場になっていました。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地ではありません。また、用途地域については指定されていません。始末書が添付されていますので、読み上げます。始末書 私共の不注意により、提出すべき一時転用許可に関する届出を懈怠しておりましたので、今般提出します。申し訳ございません。1転用許可申請に提示した期間内に工事を終了することができませんでしたが、その連絡をしておりませんでした。1工事終了できないと判明した時点で、期間の延長申請を行わないまま徒過しておりました。1未だ工事が続行しているため、現時点で申請地を農地として復元させることができませんが、その報告を怠っていました。何卒寛大なご処置を戴きたく、ここに始末書を差し入れます。令和4年3月25日 申請の内容は以上ですが、本申請地については、農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められ

ることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の3

〇〇委員

順位3番について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町4759番、登記簿地目田、現況田、地積360㎡外1筆合計地積946㎡です。当初事業計画は、資材倉庫兼用車庫、寄宿舍兼休憩所及び駐車場8台用地です。変更後の計画については、工場用地です。申請地の場所は、西小川町の銚子中央斎場から清掃センター方面へ80mほど進んだ右側にあり、現地調査を行ったところ、現在は、鉄板が敷かれていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地ではありません。転用計画につきましては、鉄骨2階建て工場建築面積689.38㎡で、1階674.74㎡2階16.32㎡で、工期としては、令和3年7月20日から令和4年6月30日の予定です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、浄化槽処理後に公共排水へ流します。雨水は敷地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。私は、今般農地法5条の許可後の計画変更申請をいたしますが、計画変更に至った理由及び承継計画を申し上げます。申請人は近隣で鋼構造物工事業を営んでおり、計画地を農用地除外・転用申請を経て取得いたしました。当初は資材倉庫兼用車庫寄宿舍兼休憩所、駐車場用

地として計画しており、その用途で農地転用許可を下付されました。コロナ禍等の影響で着工が遅れていましたが、その間に申請人が国交省より認定を受けていた M グレード工場の規定が厳格になり、急遽工場などの規模の拡張に迫られる事態になりました。そこで今回の申請地であれば要求された条件を満たされると考え、大幅な設計変更を重ね着工にいたりしました。当社許可を得た計画とは変わりましたが、申請人が敷地内に構造物を整備するという趣旨には変わらないだろうという誤った認識でおり、計画変更について千葉県や銚子市農業委員会に対し、届出や相談は行いませんでした。以上計画変更に至った経緯と理由を申し上げます。これらは農地法に違反した行為であり、たいへん申し訳ございません。今後このような行為は致しません。何卒寛大な処置を戴きたく、本始末書を差し入れます。

申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第 4 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位 1 番から 1 4 番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第 4 号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 1 4 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇市〇〇〇〇外 1 3 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 1 3 名。

申請の地番・地積は、長山町2196番1、登記簿地目 畑、現況 畑、地積1,802㎡ 外、田8筆、畑48筆、合計地積56,876.67㎡です。その内容ですが、順位1番は、新規に3年の賃借権を設定しようとするもので、畑3筆、合計地積が6,059㎡です。

順位2番は、新規に3年の使用賃借権を設定しようとするもので、田1筆、地積が638㎡です。

順位3番は、新規に6年11か月の賃借権を設定しようとするもので、畑2筆、合計地積が1,123㎡です。

順位4番から9番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、田4筆、畑37筆、合計地積が37,380.67㎡です。

順位10番は、継続して5年の賃借権を設定しようとするもので、畑2筆、合計地積が2,350㎡です。

最後に順位11番から14番は売買により所有権を移転しようとするもので田3筆、畑5筆、合計地積が9,326㎡です。以上順位1番から14番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第5号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。この内容等について、事務局に説明をお願いいたします。

議案第5号

事務局 初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員会は、農業委員会等に

関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされています。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

このことから、各農業委員会は毎年「最適化活動の目標の設定等」を作成し、その点検と評価を行うこととされているため、今年度も市農産課等の協力を得ながら、別添のとおり令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成いたしました。

では、主な内容についてご説明します。1ページをご覧ください。

農業委員会の状況についてですが、農家数・経営体数・農業者数の数値については、2020農林業センサスの数値を用いております。認定農業者等の部分は農産課からデータ提供を受けたものです。また、耕地面積については令和2年度の耕地及び作付け面積統計の数値を用いております。

2ページをご覧ください。最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、課題としては、特に水田での遊休農地が増加しており、それらの農地の受入れ先となる担い手の育成・確保、さらに農地中間管理機構や農用地利用集積の制度や周知を図ることが必要なことです。また、令和6年度までの集積率の目標が、千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で定められている58%となっておりますが、当市では令和3年度末で58.9%と目標を上回っておりますので、今年度も更なる農地の集積を推進し、令和4年度末の目標を59.5%に設定します。また、新規集積面積の目標は、令和3年度の目標と同じ15haとし、全体の集積面積の目標を1,499.0haとしました。

次に(2)遊休農地の解消についてです。課題として「谷津田等で農業生産が困難な農地を中心として、遊休農地が年々増加しており、今後も継続して遊休農地の発生防止及び解消に向けた呼びかけ、指導を行っていかなければならない」としました。

令和３年度の遊休農地の状況は、１号遊休農地面積が３７７ｈａで、その全てが緑区分となっております。１号遊休農地とは、現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地に該当するものです。緑区分とは、１号遊休農地の内、草刈等で直ちに耕作可能な農地のことです。黄色区分とは、基盤整備等の条件整備が必要な農地のことです。

緑区分の解消目標面積は、緑区分の遊休農地面積３７７ｈａの５分の１となる７５ｈａ、また前年度に新規発生をした緑区分の遊休農地の解消目標面積は、当該年度に全てを解消することを目標とすることとなっているため、令和３年に新規発生した遊休農地面積１３．８ｈａの解消を目標面積とします。なお、令和４年度についても７月から９月にかけて農業委員及び推進委員の皆様と事務局職員等で調査を行う予定です。

３ページをお開きください。新規参入の促進についてです。過去３年の新規参入者の状況を記載しております。課題としましては、営農条件の良い農地は既に担い手へ集約されつつあり、新規就農者等への農地のあっせんが厳しい状況にあるため、有効な農地情報の集約・提供が課題となっています。目標は、平成２８年度から３０年度の権利移動面積の平均を目標にすることとなっているため、３．２ｈａで設定をしました。

つづいて、最適化活動の活動目標です。１人当たりの月の活動目標日数は、８日としました。これは、週に２日程度を見込んでおります。

また、９月１０月１１月を活動強化月間と位置づけ、遊休農地の解消や農地の集積を推進します。最後に、年に１回は新規参入相談会へ参加し、新規参入の促進を推進します。

以上で令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案書の８ページから１０ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和４年度第１回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後５時０５分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第１３条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員